

法政大学大学院学生学会発表奨励金給付規程

規定第354号

一部改正 昭和5年4月1日 2012年4月1日
2014年4月1日 2015年4月23日
2016年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学院学生の学会における活動を奨励し、学術研究の促進をはかるため奨励金を給付することを目的とする。

(対象者)

第2条 この奨励金の対象者は、学会において研究発表、報告等を行う本学大学院修士課程又は博士後期課程の学生とする。ただし、当該年度休学した者には本制度を適用しない。

(対象の学会)

第3条 この奨励金の対象となる学会は、日本学術会議協力学術研究団体の全国規模の学会又はこれに準ずるものとする。ただし、学会開催地が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合を除く。

(奨励金)

第4条 奨励金の額は、学会に出席するための交通費及び宿泊費の実費により計算する。

2 奨励金の給付は、学生1人につき、毎年度1回を原則とし、その限度額は3万円とする。ただし、複数回の給付が可能な場合には、追加申請を認めるものとする。

3 この奨励金の給付に関する運用細目については、研究科長会議が決定し、募集要項に定めることとする。

(申請)

第5条 この奨励金の給付を受けようとする者は、次の書類を研究科長会議議長に提出しなければならない。

(1) 学会発表奨励金申請書

(2) 学会開催者による案内状及び発表又は報告を証明する文書

(報告の義務)

第6条 この補助金の給付を受けた者は、事後速やかに証ひょう類を付して研究科長会議議長に報告書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 この補助金の給付を受け、疾病その他止むを得ない事情により学会に出席できなかった者は、その補助金を大学に返還しなければならない。

付 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 申請書及び報告書の様式は別に定める。

3 昭和5年4月1日 一部改正

4 2012年4月1日 一部改正

5 2014年4月1日 一部改正

6 この規程は、2015年4月23日から一部改正して施行する。

7 この規程は、2016年4月1日から一部改正して施行する。